

平成 2 8 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 3 月 定 例 会 議 事 録 )

平成29年 3月10日(金) 13時30分～  
津山市役所 2F 202会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数34名

出 席 委 員 ( 2 9 名 )

1. 日笠 治郎	2. 木下 稔	3. 目瀬 公康	4. 平田 行男
6. 本山 寛文	7. 大山 正志	8. 松岡 兆人	9. 内藤 修
10. 植本 幸男	11. 竹内 隆一	12. 只友 良春	13. 光成 美文
15. 福田 信吾	16. 長森 健樹	18. 森本 政孝	22. 福山 辰成
23. 鈴木 幸一郎	25. 太田 裕恭	26. 川崎 久夫	27. 内田 増美
28. 赤堀 康弘	29. 石本 恵二	30. 南都 芳明	31. 小島 仁太郎
32. 池田 幸正	33. 尾島 宏明	34. 山下 英男	35. 神田 圭介
37. 河本 廣道			

欠 席 委 員 ( 5 名 )

14. 坂本 道治	19. 勝山 修	20. 井家上 淑子	36. 寺元 久郎
38. 溝口 節子			

事 務 局 ( 1 0 名 )

坂手 局長	松岡 次長	宮野 主任	藤原 主任
元清水 主任	杉井 主事	三宅 主任	小椋 主任
池上 主任	安藤 主査		

農 業 振 興 課 ( 1 名 )

山下 係長

## 議 事

- 議案第 94号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会処分)
- 議案第 95号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 96号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 97号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について  
(市長処分)
- 議案第 98号 非農地証明願承認について
- 議案第 99号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの  
判断について
- 議案第100号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第101号 別段の面積(下限面積)について
- 議案第102号 津山市農業振興事業基金運営委員の推薦について
- 議案第103号 津山市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に  
対する意見について
- 報告第 24号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 25号 農地転用届出書の受理について
- 報告第 26号 農地改良届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別紙のとおり

(13:30～)

事務局 長

失礼します。定刻となりましたので只今から、平成29年3月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は委員34名中29名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本会は成立致します。

なお、20番井家上委員、38番溝口委員におかれましては、東京都で開かれております女性の農業委員会活動推進シンポジウムに出席のため本会議を欠席、14番坂本委員、19番勝山委員、36番寺元委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願い致します。

日笠 会長

皆さんご苦勞様でございます。寒い日が続いて、農作業も思うようにいかんことが多いと思いますが、体には十分気を付けてやってもらうよう宜しくお願いします。

また、今日は議案の数も多いので、審議がなるべく速やかに行くようによろしくお祈り致します。

それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもろうてよろしいか。

\*

日笠 会長

はい。

4番平田委員さん、6番本山委員さん宜しくお願いします。

宜しくお願いします。

\*

日笠 会長

はい。

よろしくお祈り致します。それでは、議案に入らせて頂きます。

議案第94号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。なお、津1-2に私の名前がありますので、最初はこれを飛ばして審議して、後から飛ばしたのを審議という流れでしますので、宜しくお願いします。では、事務局説明願います。

事務局（津山）

はい、失礼します。それでは、議案第94号の説明を致します。今回、津山地区から6件、勝北地区から1件の計7件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、津1-2以外について議案書をもとに説明します。

まず、津1-1についてですが、神戸の68歳男性から、神戸の43歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-3についてですが、草加部の77歳男性から、同所51歳会社員男性への、親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-4についてですが、河辺の54歳女性から、小原の45歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-5についてですが、高野本郷の63歳男性から、沼の38歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、津1-6についてですが、河辺の67歳男性から、河辺の63歳自

営業男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事務局（勝北） はい、ありがとうございました。続いて勝北。  
はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。  
勝4-1についてですが、大府市の74歳男性から、安井の68歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。  
所有農地の面積が下限面積を満たしておりませんが、今回の議案に上程されている申請が許可されれば下限面積を満たすこととなることから、問題はないものと考えます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。  
それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

福 田 委 員 15番福田です。津1-1については、最近田んぼを買われて頑張っしょうられます。また今年も3反程売の人が出たんで、それも買いたいと聞いています。これから頑張っやってくれると思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。2区の方。  
福 山 委 員 22番福山です。この方は本気でされていますので、問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。  
小 島 委 員 31番小島です。津1-4を説明します。本人も農業一生懸命するということで、宜しくお願ひします。  
それから津1-5ですが、XXXXXXXXXXはまほらの経営をされていますが、女性の方で美作の丘の上の奥でいちごやぶどうなんかを一生懸命作られている方ですので、問題ないと思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。4区の方。  
目 瀬 委 員 3番目瀬です。ご説明申し上げます。津1-6をご説明申し上げます。少しの面積で家の近くでもありますし、問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。  
平 田 委 員 4番平田です。詳細は事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今議案第94号の津1-2を除いた申請に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありました。皆さんこれに対して何かありますか。  
\* ありません。  
日 笠 会 長 ありませんか。  
\* はい。  
日 笠 会 長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。  
\* < 多数、挙手 >  
日 笠 会 長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。それでは、私は退席します。木下代理議事をお願いします。

木 下 会 長 代理 はい。  
\* < 日笠会長、退室 >  
木 下 会 長 代理 はい、それでは代わりまして進めさせていただきます。  
津1-2の説明を事務局お願いします。

事 務 局（津山） はい、失礼します。それでは、議案第94号津1-2について説明を致します。  
津1-2についてですが、林田の58歳男性から、種の79歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出

来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。議案第94号の説明は以上です。

木下会長代理 はい、ありがとうございました。

福田委員 それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

津1-2について説明します。2月21日に現場も見てきました。種の町内の真ん中なんで、荒らして投げるとするのは目に余るので、何とか自分で管理したいということなので、買い取るということです。宜しくお願いします。

木下会長代理 はい、ありがとうございました。今議案第94号の津1-2に対して事務局並びに地元委員さんの説明がありました。皆さんこれに対して何かありますか。

\*  
木下会長代理 ありません。

\*  
木下会長代理 ありませんか。

\*  
木下会長代理 はい。

\*  
木下会長代理 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手をお願いします。

\*  
木下会長代理 < 多数、挙手 >

\*  
木下会長代理 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

\*  
日笠会長 それでは、日笠会長に入ってもらって。

\*  
日笠会長 < 日笠会長、入室 >

日笠会長 はい、失礼しました。

事務局（津山） では、続いて議案第95号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

はい、失礼します。

議案第95号の説明を致します。今回、津山地区から2件のみの申請です。議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-1番・下高倉西の田、2,477㎡の件についてです。

農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。

転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力38.5kwが1施設、49.5kwが1施設の計2施設です。転用事業者は、京都市にお住まいの主婦の女性です。

遠方で20年以上管理できず、小作をしてくれる人もおらず、近隣の方に迷惑をかけている状態の申請地を、老後の生活資金の足しに出来る様、太陽光発電施設を設置するため転用するとの申し出を受けております。なお、当申請地については、平成25年に利用権を設定し一部耕作を開始しておりましたが、平成26年に合意解約したとの履歴がございます。

転用にあたり、境界部分の法面部分については、草が生えており、さらに種子を植えて法面の保護を行い、他の部分は既存コンクリート擁壁を利用し、雨水排水については、擁壁の内周に排水路を設け、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。

下高倉西2区町内会長の代理人と名乗る方から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。

他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

しかし、全量売電を行なう場合、経済産業省から設備認定を受ける必要がございますが、添付しております経済産業省からの「認定通知書」、及び一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センターからの「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について」という通知書について、発電事業者名がこの度の転用事業者では無く、先ほど説明したように2施設ありますが、全て別々の第三者の名前になっております。なお、この転用事業者による当申請地での転用事業については、半年ほど前から何度も申請と取り下げを繰り返しており、その都度、発電事業

者の名義変更を行うように指導していましたが、変更を行わなかったものです。発電事業者名については、軽微変更という手続きで、比較的簡単に申請できることを経済産業省に確認しておりますが、それにも関わらず申請さえしていない為、転用申請を代理しております行政書士を通じ聞き取りを行なったところ、本人直筆にて「嘆願書」が提出されました。

内容としましては、新規に申請したのでは単価が安い為、先ほどの2名分は平成26年度に認定を取っており、単価が8円ほど高く儲けが多いため、転用許可が出れば、それぞれ200万円で買い取ることを約束しているので契約書も添付するというものです。農地法施行規則第47条第1項第1号において、「法第4条第1項の許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない」場合、また第2号において「申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがない」場合には、許可をすることができないとされており、本人が設置するとした発電施設の名義変更が不確実であること、経済産業大臣からの設備認定を本人が受けていないことから、この度の転用については適当でないものと考えます。

続きまして、津1-2番・種の畑、473㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、全高7m程度の居宅1棟と、露天駐車場及び法面で、建蔽率は24%です。転用事業者は、種にお住いの会社員の男性です。現在の住宅が老朽化したので、自己住宅を建築するため、転用するものです。転用にあたっては、境界部分については、法面を造成し、内周に排水路を設け、雨水を流し、沈殿柵を設け、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響はないとの計画になっています。種町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。議案第95号の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

鈴 木 委 員

それでは、現地調査の説明をお願いします。津1-1。

23番鈴木です。3月8日に農業委員3人と事務局2人で現地確認をしました。現地を見ると被害防除計画等もしっかりされており、妥当だとは思いますが、先程、事務局が言ったように申請書に信用が置けないと思われしますので、皆さん方の審議をお願いしたいと思います。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第96号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。津1-1は疑問があるということですが。申請書を見ると、許可を取ったら、許可書を付けて2人に売ろうという考えが見え隠れするんじゃないかな。自分がやるんじゃないように思うんじゃない。

光 成 委 員

転売ですか。転売しようとしとん。

日 笠 会 長

どうもそのように思うんじゃないけど。じゃけん、許可妥当とは思えんのかな。皆さんどう思われるや。

福 田 委 員

もうちょっと細く説明してえや。何じゃけん審議するんかいうのを。現地の写真があるのかな。

事務局（津山）

航空写真ならあります。

福 田 委 員

航空写真がありやあええ。

日 笠 会 長

許可をもうろうたら、なんぼうかで購入しようとしようみたいなんじゃない。それは宜しゅうないと思うんじゃない。

福 田 委 員

それは宜しゅうないな。

池田委員	1つの例を作ったら、次々尾を引くで。そねえなんが次々出てくる訳じゃけん。
福田委員	どうしてもそういう考え方が出てくるわな。
光成委員	資金的には2,800万円の借金になつとるけど、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> が借りてしますって意味じゃないの。
事務局（津山）	融資証明書は付いています。ですが、銀行といった金融機関ではないようで。
光成委員	なるほど。分かる。
事務局（津山）	別の所から融資を。
光成委員	はい。分かります。
＊	《口々に発言》
日笠会長	どんなですかな皆さん。これは不許可にしてもええかな。
＊	はい。
日笠会長	そういうことで宜しいか。
＊	はい。
日笠会長	それでは議案95号について津1-1は不許可で、津1-2は許可ということ
＊	で、よろしいか。
＊	ありません。
日笠会長	ありませんか。
＊	はい。
日笠会長	それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
＊	《 多数、挙手 》
日笠会長	はい、賛成多数という事でありありがとうございます。
	議案第96号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（津山）	はい、失礼します。
	議案の説明の前に、1件取り下げが出ましたので、議案からの削除をお願いします。5ページ、津1-4番、小原の件が、取り下げられましたので、削除をお願いします。それに伴いまして、6ページの合計欄の修正をお願いします。合計の7件を6件に、計14,448㎡を13,810㎡に、田 14,428㎡を13,790㎡に修正をお願いします。繰り返します。5ページ津1-4番の削除と、6ページ合計欄の件数を6件に、計を13,810㎡に、田を13,790㎡に修正をお願いします。改めまして議案第96号の説明を致します。今回、津山地区から5件、勝北地区から1件の計6件の申請です。議案書のページは、5ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
	議案第96号の説明を致します。今回、津山地区から6件、勝北地区から1件の計7件の申請です。議案書のページは、5ページから6ページです。それでは、議案書をもとに説明します。津1-1番・林田の田、231㎡の件についてです。農地区区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、林田の農業を営む男性です。当申請地については、以前から渡人から本家である受人に売却する話しをしていたところ、周辺のガソリンスタンドから従業員用の駐車場として貸して欲しいとの希望があり条件が整ったことから、受人が購入し、貸露天駐車場として造成ため転用するものです。転用にあたり、天板については、舗装し、境界部分については、南側に水路を設け、排水路を設け、雨水を流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。林田水利組合から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区区分から見て問題ないものと考えます。
	続きまして、津1-2番・小原の田、2,981㎡の件についてです。農地区区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地12

区画です。申請地は都市計画の用途地域内にあり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、川崎に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、排水施設と溜桝を設け、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、転用事業者の宅建業の免許書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-3番・小原の田、764㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸住宅で、施設の概要は、全高8m程度の貸住宅3棟で、建蔽率は25%です。転用事業者は、真庭市に本店を置く資本金の額100万円の株式会社で、主な事業は不動産業です。転用にあたり、境界部分については、既存法面の利用と、ブロック塀と側溝を設け、雨水を流し、溜桝を設け、既存水路に接続し、生活排水については、公共下水道に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、津1-5番・沼の田、9,032㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、集会所で、施設の概要は、二階建て全高13m程度の集会所1棟と露天駐車場で、建蔽率は27%です。転用事業者は、東京都に主たる事務所を置く基本財産の総額、約394億円の宗教法人です。現在、志戸部に津山会館がありますが、会場及び駐車場の狭いため、代表者しか参加する事が出来ない状況であり、美作地域の中心拠点となり、津山市、美咲町、真庭市地域の会員が参加出来る様に、最大収容人数が969人の集会所の建築と、256台の露天駐車場を造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、ブロックを設置し、雨水については、内周に水路と溜桝を設置し、既存水路に接続し、生活排水については、下水道に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、津1-6番・沼の田、782㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天駐車場です。転用事業者は、山北にお住いの会社役員の男性です。申請者が代表をしている店舗前の駐車場は13台分ありますが、狭いため接触事故が多く、普段においても台数不足で、特異日にはガードマンを配置している状況であり、また近隣に借りている従業員用駐車場についても賃借を止め、申請地に集約させることを考え、代表である申請者が露天駐車場として造成し、会社に貸し付けるため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、法面と側溝を利用し、雨水については、天板を東に流れる様に傾斜を設け、フリームを設置し、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。続きまして、勝北地区分の説明を致します。

勝4-1・新野東の畑、20㎡についてです。



農地区分は第1種、第3種に該当しないことから第2種と判断しています。

転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.4m程度の居宅1棟で、建蔽率は29%です。

転用事業者は、新野東にお住まいの無職の男性ですが、実家にUターンしたことから、実家のすぐ南側にある申請地を父親から貰い受け、居宅を建築するため転用するものです。転用に当たり、境界部分については現況のコンクリート擁壁を使用し、雨水については、既存水路に接続し、生活雑排水については、公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。塩手池水利組合から排水承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分からみても問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第96号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

石本委員 それでは、現地調査の説明をお願いします。

29番石本です。3月8日私と鈴木委員、小島委員と事務局2名で現地調査を致しました。津1-5については、場所は沼です。自動車学校があって、その南側です。大型の開発で約9,000㎡です。現地を確認すると美しい水田が残っています。第3種ですので水田で管理するより、お金で管理した方が地主さんは管理しやすいんじゃないかと思います。事務局の説明のとおりですので、ご審議宜しく願います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。勝北の現地調査を。

尾島委員 定年退職後Uターンされた方です。今年から農業も始めるということですので、宜しく願います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。議案第96号に対して事務局並びに現地調査の説明がありました。皆さんこれに対して何かありますか。

木下会長代理 津1-1の場所はどの辺なん。

事務局(津山) 津山農協の津山支店があると思うんですが、その入り口の所です。三角地で残っている所なんですけど。

木下会長代理 駐車場として貸すってことならなんで本人がせんのか。

事務局(津山) 元々、本家側に譲ろうと思っていた土地らしくて。

木下会長代理 焼肉備山の所の角っこだろ。

事務局(津山) そうです。

木下会長代理 それなら、■■■■が■■■■に渡さんでも■■■■がしたらえんじゃない。わざわざ所有権移転して、それを貸してって話なら。■■■■名義でしたらえんじゃないの。

事務局(津山) そうなんです。

木下会長代理 そうなんです。言っても、そねえなことになるまあ。あそこは三角地じゃけん車が出入りしたらどえらい危なくなるで。

事務局(津山) 理由書がついてあるので、読み上げます。申請地は道路計画により残地となった場所です。形状は三角地であり、近隣は商業地が多くなり、農地としての管理が難しくなりました。所有者である■■■■は下横野に農業の拠点を移行しております。申請地土地については以前から本家に譲渡することで合意しておりましたが、近隣商業施設から露天駐車場として賃貸借したい旨の相談があったため、本家である■■■■へ譲渡し、露天駐車場として整備しようとする申請に至りました。ということです。

木下会長代理 それは分かるんじやけど、別にそんなややこしいことせんでも、元の持ち主が駐車場なり、なんなりすればえんじゃない。

日笠会長 本家、分家で決めたんなら、それをどうこうするのはなあ。

木下会長代理	本人がすればええ。
目瀬委員	お金が入る所が違うしな。
日笠会長	本家と分家じゃ入る所が違う。
木下会長代理	じゃけど、あっちは駐車場にしてしもうたら、大山さん、交差点みたいになつとるけんな。本当言えば市が買ってな。
大山委員	わかるで。それが1番きれいかも知れん。
木下会長代理	ぶち困る人がおるで。
大山委員	事故多発地点ではあるので、交通関係を理解してもらって、市が買い上げてもらえたら、ありがたいと思います。けれども、この件は一旦、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> から <span style="background-color: black; color: black;">          </span> へ売って駐車場をとということなので、それはそれで仕方ないと思います。
日笠会長	わしも仕方ないと思うで。
木下会長代理	仕方ないと思う言うてもな。
日笠会長	家同士で話ができとんじゃけん、それをさせんとはいくまい。
光成委員	これは法律上問題ないわな。
日笠会長	他に皆さん意見ありませんか。これ名字が一緒じゃけん、同じようなけど、本家分家で譲渡するということじゃけん、仕方がないと思うんですが。
光成委員	そりゃ仕方ない。すなとは言えんな。
* 日笠会長	《 口々に発言 》 皆さんどねえなですか。年じゃけん <span style="background-color: black; color: black;">          </span> から、若い本家の <span style="background-color: black; color: black;">          </span> に譲って転用されるということですが、どんなでしょうか。
光成委員	法律上問題ないでしょう。
池田委員	問題ない。
日笠会長	他にありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	ありませんか。
* 日笠会長	はい。
* 日笠会長	それでは、無い様でしたら、議案96号は取下の申請以外、全て許可ということで、賛成の方は挙手をお願いします。
* 日笠会長	《 多数、挙手 》 はい、賛成多数という事でありがとうございます。 議案第97号農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
事務局（津山）	はい、失礼します。議案第97号の説明を致します。今回、津山地区から2件のみです。議案書のページは、7ページです。 それでは、議案書をもとに説明します。津1-7番・西吉田の畑、1,054㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kw程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、西吉田にお住いの教員の女性です。所有者が高齢となり農業後継者もないため、農地として管理する事が難しくなったことから、娘である転用事業者が申請地を借り受け、太陽光発電施設として転用することとしたものです。転用にあたり、境界部分については、法面工及び水路を設置し、雨水を流し、溜桝を介して、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西吉田町内会から、排水承諾書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。 続きまして、津1-8番・西田辺の畑、1,506㎡の件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地としておりますが、用途変更の承認を

受けております。転用目的は農業用施設で、施設の概要は、農業用倉庫、露天農作業場及び露天農業用資材置場です。転用事業者は、西田辺にお住いの会社員の男性です。所有者が高齢となったことから、息子である転用事業者が農業後継者として農地を管理して行く上で、世帯で所有する農地の中心である申請地に、農業の効率化を図るため、農業用施設を整備するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、畔や法面及び水路を設置し、雨水を流し、溜柵を介して、既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第97号の説明は以上です。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

小島委員

それでは、現地調査の説明をお願いします。津1-7から。

31番小島です。大崎の東真産業の裏側です。お父さんの方には不法の転用がありましたので、地元農業委員さんの指導で手続きされている最中です。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。してもええいうことじゃな。

小島委員

はい。

日笠会長

津1-8を。

石本委員

29番石本です。津1-8について3月8日現地調査を致しました。事務局説明のとおり、農業をしっかりするための施設なので、問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長

はい、ありがとうございました。ここで6番の本山さんから報告があります。

本山委員

6番本山です。昨日ですけれども、電話でお父さんの不備な箇所についてはきちっと手続きをするよう指導、聞き取りをしていますので、ご報告します。

日笠会長

はい、ありがとうございました。今議案第97号に対して事務局並びに現地調査、それに地元委員の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

\*

ありません。

日笠会長

ありませんか。

\*

はい。

日笠会長

それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

\*

〈 多数、挙手 〉

日笠会長

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案第98号非農地証明願承認について上程します。写真が回るまで、休憩とします。

\*

〈 写真回覧、休憩 〉

日笠会長

写真を見てもらうたんで、再開させてもらいます。

筆頭者の方、説明をお願いします。

大山委員

現地は野介代でありまして、縦貫道の買収の際に残ったものでありまして、買収以降は耕作していなかったということです。現在では原野の状態になっているということです。

日笠会長

はい、ありがとうございました。

鈴木委員

23番鈴木です。津1-2です。これは2月1日に現地調査に行きましたら、平成5年頃家を建ててしまったということです。農地法を知らなかったということなんで致し方ないと思います。

日 森	笠 本	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>18番森本です。津1-3について説明します。備考欄にあるように上高倉1238-1については、農地法のこと分ならず、建物と庭にしまったようで、1454-3については、畑地なんですけど、ほとんどが法面のようなところで、まだそこに自分の畑がございまして、自分の所へ軽トラで上がる道がなかったもので、進入路としてしまったようです。ご審議宜しくをお願いします。</p>
日 小	笠 島	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>31番小島です。これは高野山西のセブンイレブンの裏です。現地を4筆とも見に行きましたけれども、仕方がないなと思いますので、宜しくをお願いします。</p>
日 福	笠 田	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>15番福田です。津1-5です。これは横山の日ノ平という所なんですけど、横山でも種に近い所なんです。俗に南横山と言われる所だと思うんですけど、獣害でどうにもならないという所のように、宜しくをお願いします。</p> <p>津1-6です。これは高尾です。説明のとおりこれは20年以上前から、もみ殻置場とその進入路に使っていたというもので、2月7日に現地を見ました。これも今更仕方ないと思いますので、宜しくをお願いします。</p> <p>津1-7については種ですね。■■■■って牛を飼っている人なんですけど、その牛を飼うためにもみ殻を敷き藁代わりに使うということなんで、もみ殻を保管しておいた場所ということ聞いています。以上です。</p>
日 石	笠 本	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>29番石本です。津1-8、二宮の件なんですけど、2月の10日に現地調査をしました。坂道のような作りにくい所なんですけど、備考欄のとおり、本人病気のため、現在は荒れた状態になっています。やむを得ないと思いますので、審議宜しくをお願いします。</p>
日 本	笠 山	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。井家上さんがおらんけん、本山さん。</p> <p>はい、6番本山です。この2筆ですけども、県道広野から田熊へ抜ける所から100m程行った場所なんですけど、1025番については以前圃場整備を行って、残地ができた所に農舎を建てたということです。もう一つは筆界を誤って庭にしたということございまして。やむを得ないと思いますので、宜しくをお願いします。</p>
日 目	笠 瀬	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>津1-10についてご説明申し上げます。これは昭和の終わり頃に農機具庫を建てられたんですけど、そのまま農機具庫を車庫として利用しておるということで、致し方ないと思いますので、宜しくをお願いします。</p>
日 長	笠 森	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>津1-11ですが、これは■■■■の敷地になっておまして、民地であった訳です。これを■■■■に移そうとしたら、農地だったということです。どうも経過を見ますと、ここは農振で、分筆だけはして、それから放ったままということで、この度農振除外も済んで、手続きを行なったものになります。</p>
日 山	笠 下	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>38番山下です。加2-1ですけど、3筆は原口地内に入ってすぐの所です。あとは備考欄に書いてあるとおりですけど、堆肥施設や牛舎として使っている。或いは使っていたということです。仕方ないと思います。</p>
日 竹	笠 内	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>11番竹内です。加2-2でございまして、先代が牛舎を建ててしまっていて、現在も使っているということです。宜しくをお願いします。</p>
日 川	笠 崎	会 委	長 員	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>26番川崎です。勝4-1です。昭和58年頃にお父さんが建てたということ</p>

で、もう亡くなられとんですが、相続しても何も知らんで、今分かって手続きしたということです。

日 笠 会 長  
尾 島 委 員 員  
はい、ありがとうございます。  
33番尾島です。勝4-2について説明します。備考欄に書いてあるとおりでございますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
内 田 委 員 員  
はい、ありがとうございます。内田さん。  
27番内田です。勝4-3については備考欄に書いてあるとおりでありますが、農地法を知らずに風対策として、自宅の裏側に塀と車庫を設置したというものです。致し方ないと思いますので、どうぞご審議の程お願いします。

日 笠 会 長  
太 田 委 員 員  
はい、ありがとうございます。  
久5-1について説明します。25番太田です。場所は油木北を走っている国道429号線から北に300m程入った所で、備考欄のとおりでかなり古い建物なんで、仕方ないと思います。審議を宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
光 成 委 員 員  
はい、ありがとうございます。  
13番光成です。この方は[ ]親族の方で、今は吉備津におられます。娘さんが[ ]で1人残されまして、[ ]も痴呆がついて、物事が分からないということで、娘さんが頑張って土地の場所等を調査してそれに私も付いて指導しまして、親族の方が使われていた土地は復旧が難しいということで、今回非農地にして、親族の方にお渡ししなさいと指導しました。その結果がこの非農地証明になりますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
松 岡 委 員 員  
はい、ありがとうございます。  
8番松岡です。2月8日に太田委員さんと現地を見に行きました。桑上国安145-1ですが、備考欄に書いてありますとおり、小屋を建ててしまったようです。また、桑上196は平成17年頃に庭木を植えたり、浄化槽を設置したということです。どちらも致し方ないと判断しますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
\*  
日 笠 会 長  
\*  
日 笠 会 長  
\*  
日 笠 会 長  
はい、ありがとうございます。今議案第98号に対して、筆頭者の方の説明がありました。これに対して何かありますか。  
ありません。  
ありませんか。  
はい。  
はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。  
《 多数、挙手 》

日 笠 会 長  
大 山 委 員 員  
はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。  
議案第99号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。  
1区の大山です。津1-1は野介代になるんですが、田んぼで湿地だったということで、放っておいたら、原野化してしまったということです。そういうことで元に戻すということは到底できないと思いますので、宜しくお願いします。  
津1-2については小田中が現地であります。かなり高い場所でありまして、傾斜地でもありますし、まだ3人の方はいずれも高齢者で誰もすることができないので、現在では原野化している状態です。先程は5条で出てきた方になるんですが、宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
福 山 委 員 員  
はい、ありがとうございます。  
22番福山です。津1-3について説明します。現地は綾部と草加部にあるんですが、天水で水を取るのも苦心しており、耕作せずにおったら、荒れたものです。草加部の方は構造改善の田んぼのへりですが、対象地ではないです。法面のような状況で、致し方ないと思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
福 田 委 員	15番福田です。津1-4について説明します。現在の持ち主になる前の人が20数年前に亡くなりまして、今の持ち主は地元におりません。近くの人に作ってもらっていたらしいんですが、それも年できなくなり、本人も帰ってやろうにも兵庫県におりますので、中々農業はできないと思います。荒れており、致し方ないと思います。
	津1-5は元々東京在住だった方です。その当時は近くの人に頼んで、作ってもらっていたらしいんですが、今は仕事を辞め、子どもの所に身を寄せている状況です。30年も経てば農業もできなくなりますので、荒らしています。これも致し方ないと思います。
	続きまして、津1-6です。一方です。これは竹林になっておりまして、竹が出て雪で倒れて、道を通れないということで、どうしようかなと思って、それでも道は通れにゃあいけんのんで、少し切らせてもらいました。竹林ですから、農地に戻すというのも不可能ですので、ひとつ宜しくお願いします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
山 下 委 員	34番山下です。加茂2-1ですけども、牛舎の裏側で山林化している状態なので、宜しくお願いします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
太 田 委 員	25番太田です。山寄せの方で、面積も6㎡とちょっとということで、やむを得ないと思います。宜しくお願いします。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第99号に対して、筆頭者の方の説明がありました。これに対して何かありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	ありませんか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。
* 日 笠 会 長	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。
事務局（津山）	議案第100号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。
	はい、失礼します。それでは、議案第100号農用地利用集積計画の承認について、説明致します。
	今回の利用権設定は、15ページの表にありますように、貸借によるものが、田209,703㎡、畑44,052㎡、農業用施設6,637㎡、また、農地中間管理機構が行う農地売買等事業による所有権移転が田623㎡の計261,015㎡です。筆ごとの権利の内訳は、16ページから21ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区19件、加茂地区8件、阿波地区4件、勝北地区21件、久米地区9件の計61件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第100号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第100号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	よろしいか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	はい、賛成の方は挙手でお願いします。
* 日 笠 会 長	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案第101号別段の面積（下限面積）について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） 議案第101号の説明を致します。現在、津山市においては、農地法施行規則第17条第2項の規定により、新規就農を促すことを目的に、市内全域において下限面積を3反に設定しております。この下限面積については、国からの通知により毎年見直しの議論をすることとされており、この度、審議をお願いするものです。2月の定例会にて各地域での意見の集約結果をお伺いしたところ、現行の3反のままでよいというご意見をいただきましたので、今回の議案に「本市全域の下限面積を従来と同じ30aとする」と上程しております。ご審議をよろしくお願い致します。

日 笠 会 長 先月に口頭でご意見いただいたものになりますが、今回改めて議案として上程し、審議するものです。ご承認いただけますか。

\* はい。

日 笠 会 長 はい、賛成の方は挙手でお願いします。

\* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

事務局（津山） 議案第102号津山市農業振興事業基金運営委員の推薦について上程します。事務局説明願います。

それでは、議案102号の説明を行います。

現在、津山市農業委員会からは津山市農業振興事業基金運営委員として日笠会長を推薦しておりますが、3月31日で満了となる為、新たな委員の推薦について依頼のあったものです。任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間となります。ご審議宜しくお願いします。

日 笠 会 長 私が運営委員として出ておりますが、任期が切れるんで、選び直しということです。どねえしましょうか。

池 田 委 員 会長もう1回宜しく頼みます。

日 笠 会 長 こういう意見がありますが、どうしましょうか。私がさせてもらってよろしいか。

\* はい。

日 笠 会 長 では、賛成の方は挙手でお願いします。

\* < 多数、挙手 >

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。頑張らせてもらいます。

議案第103号津山市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見について上程します。説明願います。

山 下 係 長 失礼します。農業振興課の山下と申します。議案第103号津山市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見について説明をさせていただきます。

今回津山市の基本構想の原稿をご審議いただく訳ですが、まず変更に至った経緯をご説明します。岡山県の21世紀おかやま農業経営基本方針が平成28年3月28日付けで変更されたことから、それに伴いまして津山市においても市町村基本構想を見直すことが必要であり、今回審議するに至ったものです。

主な変更点としましては、現行は「先進的経営、先進的経営を目指す経営、多様な担い手」と定義していた所を岡山県の方針で具体的に標記するよう定められましたので、変更案として「認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農、企業参入者等」と明記をするようにしております。別添議案の1ページの下部に下線を引いて示させていただいています。ご覧ください。

次の変更点は農業生産法人の名称変更です。農業法上の農業生産法人が農地所有適格法人となったため、基本構想の表現もそれに合わせて変更しています。

また、岡山県農業会議の名称変更も行っております。これは農地法の改正により農業会議が一般社団法人に移行し、農業委員会ネットワーク機構として、都道府県及び国から指定を受けるよう変更となったためです。変更後は農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人岡山県農業会議）と表現の変更をしています。また、基本構想の変更が、平成26年に行われておりますが、それ以降で組織等において名称変更があったものについて手を加えております。そして、岡山県農業経営基盤強化促進において新たに農業経営を行なおうとする者の目標人数を設定することとなっておりますが、それが110名から150名に変更になっております。その関係上各市町村においても見直しを図るようにと指示がありまして、現行5名としているものを10名としております。宜しくご審議お願いします。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。今山下さんが説明ありましたが、これについて何かありますか。大きくは法律が変わったことによる名称変更ですが、承認いただけますか。

\* はい。

日 笠 会 長 はい、賛成の方は挙手でお願いします。

\* << 多数、挙手 >>

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

事務局（津山） 報告第24号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。

事務局（津山） はい、失礼します。それでは、報告第24号について説明します。議案書のページは25ページです。今回は、相続によるものが2件7筆となっております。

1-1については、現況が雑草繁茂とみられる農地がありましたので、適正な管理をするよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。報告第24号の説明は以上です。

日 笠 会 長 続いて、報告第25号農地改良届出書の受理について、報告第26号農地転用届出書の受理について、合わせて説明して下さい。

事務局（津山） はい、失礼します。報告第25号と26号の説明を合わせて致します。

議案書のページで申しますと、26ページです。今回は、改良届1件、転用届2件です。改良届1-1の申請人は、今回議案第95号で一般住宅を作る許可申請を提出されており、それに伴い傾斜地であった畑をまっすぐに整地するため、盛り土をするものです。転用届1-1は農地への進入路のため、1-2は既存農道の拡幅のため、造成されるものです。報告第25号と26号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。

これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。

\* ありません。

日 笠 会 長 ありませんか。

\* はい。

日 笠 会 長 無い様でしたら、事務局の方からお願いします。

事務局（津山） 失礼します。事務局の方から1点、農地利用最適化推進委員の選考方法について、ご審議いただきたいと思っております。

2月中を受付期間としていた農業委員と農地利用最適化推進委員の募集を2月28日で締め切り、現在、最終状況を市のホームページで公表しています。

推進委員には、応募された方が10名、推薦された方が37名、その内1名は応募と推薦の両方で提出されたため、合計46名が候補者となりました。

お手元に「農地利用最適化推進委員候補者 受付状況」という資料をお配りしておりますので、ご覧ください。

農業委員は外部委員で組織する選考委員会を選考し、その意見を市長に具申し、



議会の同意を得て市長が任命しますが、推進委員は農業委員会が委嘱することとなるため、その選考の方法について検討していかなければなりません。ご審議いただきますようお願い致します。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。推進委員についてはこの現行の農業委員決めにゃあいけんけん、選び方を決めましょうということですが、何か意見がありますか。もし、良い方策がなければ運営委員会を開いてそこで考えさせてもらえたらと思いますが、どんなでしょうか。

福 田 委 員 運営委員会ですらしい。

日 笠 会 長 よろしいか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

\*  
日 笠 会 長 それでは運営委員会を開催することになりました。日どりとしてはいつがよろしいかな。するとすれば早くさせてもらいたいです。運営委員会を来週13日の午後2時から開かせてもらいたいです、問題ないでしょうか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

事 務 局 ( 津 山 ) ありがとうございます。では場所を事務局で手配してもらって、教えて下さい。

日 笠 会 長 はい。では運営委員の皆さまは13日の14時からということで、宜しくお願ひします。場所につきましては、4階の401会議室を手配しますので、お集まりください。本日出席の委員さんにつきましては、通知は致しませんので、ご注意ください。

日 笠 会 長 401ですと、事務局の西の部屋です。定員どおりだと考える必要もないんですが、超えとるんで、選考するのにやり方を考えにゃあ、良い、悪いも判断できませんからな。運営委員会で協議させてもらいます。ご一任ください。審査基準を定めんと、後からどうこう言われても困りますから。

南 都 委 員 ここで決めてしまうんですか。

日 笠 会 長 いや。

南 都 委 員 ここで委員を決めてしまう訳ではないんじゃろ。

日 笠 会 長 委員をそこじゃあ決めん。どねえに決めるかいうの考えて、それから皆さんに諮らにゃあ、運営委員で決めるいうわけにはいかんけん。選考に入ったら、運営委員会だけじゃなしに、皆で集まってもらわにゃあいけんかも知れんし。その時には宜しくお願ひします。皆さんご承知いただけますか。

\*  
日 笠 会 長 はい。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。運営委員さんは宜しくお願ひしますな。

事 務 局 次 長 それでは、次回の開催連絡をお願いします。

事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の4月の定例委員会ですが、4月10日月曜日午後1時30分より、市役所2階議会棟の一番奥にあります全員協議会室で行います。繰り返し申し上げます。次回の4月の定例委員会ですが、4月10日月曜日午後1時30分より、市役所2階議会棟の全員協議会室で行います。次回につきましては、平成29年度当初となりますので、まず総会を開催し、その後定例会となります。よろしくお願ひ致します。

それに伴います現地調査ですが、4月6日木曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思ひます。各地区の担当委員さんを申し上げます。

津山地区につきましては、32番池田委員さん、35番神田委員さん、38番溝口委員さんでお願い致します。

加茂・阿波地区につきましては、12番只友委員さん、30番南都委員さん、34番山下委員さんでお願い致します。

勝北地区につきましては、4番平田委員さん、9番内藤委員さん、26番川崎委員さんでお願い致します。

木下会長代理

\*

久米地区につきましては、13番光成委員さん、25番太田委員さん、37番河本委員さんでお願い致します。

次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。

それでは、これもちまして3月の定例委員会を閉会と致します。ご苦勞様でした。

お疲れ様でした。

(14:45終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

---

---